

令和2年第1回定例会（6月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和2年6月18日
あきた未来創造部

【予算関係】

高等教育支援室

私立専修学校・各種学校運営費等補助金について . . . 1

次世代・女性活躍支援課

秋田県北部・南部男女共同参画センター管理運営費に係る
債務負担行為の設定について . . . 2

地域づくり推進課

秋田県ゆとり生活創造センター管理運営費に係る
債務負担行為の設定について . . . 4

私立専修学校・各種学校運営費等補助金について

高等教育支援室

1 事業の目的

今年4月、国の制度の対象である私立専修学校（高等課程）が開校（令和2年3月17日認可）したことに伴い、当該専修学校に係る生徒の授業料及び授業料以外の教育費を支援し、家庭の経済的負担の軽減を図る。

2 事業内容

(1) 私立専修学校（高等課程）就学支援金

次の要件を満たす世帯の生徒に係る授業料に充てるための就学支援金を支給する。
(国10/10)

世帯の年収目安	支給額（年額）	対象予定者数
590万円未満程度	396,000円	50人
910万円未満程度	118,800円	8人

(2) 私立専修学校（高等課程）奨学給付金

住民税非課税世帯等に対し、教科書費、教材費等授業料以外の教育費に充てるための奨学給付金を給付する。(国1/3、県2/3)

世帯区分	給付額（年額）	対象予定者数
住民税非課税世帯（第1子）	103,500円	8人
住民税非課税世帯（第2子）	138,000円	7人
生活保護受給世帯	52,600円	—

3 予算額

22,545千円（⊕21,349千円、⊖1,196千円）

負担金補助及び交付金	20,751千円
扶助費	1,794千円

秋田県北部・南部男女共同参画センター管理運営費に係る 債務負担行為の設定について

次世代・女性活躍支援課

1 債務負担行為を設定する施設及び期間

施設名称	指定管理期間
秋田県北部男女共同参画センター	令和3年度～令和5年度 (3年間)
秋田県南部男女共同参画センター	

2 指定管理者の業務

- ① 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務
- ④ 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定管理者の選定等

指定管理者を公募し、選定委員会で候補者を選定した上で、議会の議決を経て、指定管理者を指定する。

【今後のスケジュール（予定）】

令和2年 6月	6月県議会で債務負担行為を設定
令和2年 7月	指定管理者（候補者）の公募
令和2年10月	指定管理者（候補者）の選定
令和2年12月	12月県議会で指定管理者を指定
令和3年 2月	2月県議会に予算案を計上（令和3年度管理運営費）
令和3年 3月	基本協定締結
令和3年 4月～	指定管理の開始

4 債務負担行為の設定

事項	期間	限度額
秋田県北部男女共同参画センター 管理運営費	令和3年度～令和5年度 (3年間)	31,317千円
秋田県南部男女共同参画センター 管理運営費		32,076千円

【参 考】

「秋田県北部・南部男女共同参画センター」の概要

		北部男女共同参画センター	南部男女共同参画センター
1	設 置 目 的	男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し、情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援する。	
2	所 在 地	大館市字馬喰町48-1 (旧正札竹村1階)	横手市神明町1-9
3	開 設	平成14年7月30日	
	主 な 施 設	○交流サロン ○団体・グループ活動室 ○情報交流室(図書、ビデオ、パソコン) ○研修室(有料) ○子どもサロン(託児室) ○事務室	

秋田県ゆとり生活創造センター管理運営費に係る 債務負担行為の設定について

地域づくり推進課

1 債務負担行為を設定する施設及び期間

施設名称	指定管理期間
秋田県ゆとり生活創造センター	令和3年度～令和7年度 (5年間)

2 指定管理者の業務

- ① 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 自由時間を利用した活動及び自主的な社会貢献活動に対する支援に関する業務
- ④ 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定管理者の選定等

指定管理者を公募し、選定委員会で候補者を選定した上で、議会の議決を経て、指定管理者を指定する。

【今後のスケジュール（予定）】

- | | |
|----------|--------------------------|
| 令和2年 6月 | 6月県議会で債務負担行為を設定 |
| 令和2年 7月 | 指定管理者（候補者）の公募 |
| 令和2年10月 | 指定管理者（候補者）の選定 |
| 令和2年12月 | 12月県議会で指定管理者を指定 |
| 令和3年 2月 | 2月県議会に予算案を計上（令和3年度管理運営費） |
| 令和3年 3月 | 基本協定締結 |
| 令和3年 4月～ | 指定管理の開始 |

4 債務負担行為の設定

- ① 事項 秋田県ゆとり生活創造センター管理運営費
- ② 期間 令和3年度～令和7年度
- ③ 限度額 293,345千円

【参 考】

「秋田県ゆとり生活創造センター」の概要

1 設置目的

自由時間を利用した活動及びボランティア活動をはじめとする自主的な社会貢献活動を行う団体等に対し、これらの活動に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、これらの団体等の交流その他の活動を支援し、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

2 所在地

秋田市上北手荒巻字堺切24-2

3 施設概要

【開設】平成14年11月23日

【敷地面積】16,941.63㎡【延べ床面積】3,521.60㎡ 木造平屋（一部RC）

- ・管理棟：事務室、NPO情報・相談コーナー、研修室1・2・3、幼児ルーム、ミーティングコーナー、図書・情報コーナー
- ・工房棟：多目的工房（木工、園芸等作業スペース）
- ・交流棟：研修室4・5、食工房、県民ギャラリー、食堂
- ・会議棟：会議室、エントランスホール
- ・昭和館：移築民家、蔵（研修室6）

